令和８年（再イ）第２４号
岡山県倉敷市西坂1674番地７
再生債務者　岩佐　大希
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月２日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月12日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第４号
島根県出雲市稗原町289番地
再生債務者　内田　明宏
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（再イ）第８号
広島県福山市南本庄五丁目４番12―２号
再生債務者　足場＆ｃｏｍｐａｎｙこと　鑪　義信
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月９日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月９日まで
令和８年８月12日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第３１号
兵庫県高砂市北浜町牛谷456番地の８
再生債務者　洋風居酒屋いちぐらむこと　一岡　時典
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月12日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第５号
岡山市北区御津野々口487番地18
再生債務者　寺口　将彦
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日
岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１０００２号
東京都小平市小川町１―81―35　ウイング東大和Ⅰ－203
再生債務者　大住　清隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月７日
東京地方裁判所民事第20部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第１号
鹿児島県南さつま市加世田川畑2648番地
申立人　南さつま市
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）鹿児島県揖宿郡頴娃町別府352番地
所在等不明共有者　榑木タケ
届出期間満了日　令和８年11月26日
令和８年８月４日
鹿児島地方裁判所知覧支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　南さつま市坊津町久志字狐ヶ迫
地番　1258番１
地目　原野
地積　396平方メートル
所在等不明共有者　榑木タケの持分　714分の139

令和８年（チ）第６号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目１番10－203号
申立人　森田　長央
住所・居所　不明
（最後の住所）大阪府岸和田市土生町２丁目21番24号
所在等不明共有者　朝野　高巳
届出期間満了日　令和8年12月8日
令和8年8月5日
鹿児島地方裁判所名瀬支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　奄美市住用町大字市字廻田
地番　219番
地目　畑
地積　845平方メートル
備考　所在等不明共有者の持分20分の1
２　所在　奄美市住用町大字市字アラマタ
地番　1152番
地目　山林
地積　14409平方メートル
備考　所在等不明共有者の持分20分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第９号
福島市飯坂町平野字三枚長１番地１
申立人　福島県農業信用基金協会
住所・居所　不明
（最後の住所）　福島県喜多方市松山町村松字小荒井道西460番地36
所有者　亡大堀亘相続財産
届出期間満了日　令和８年１０月５日
令和８年８月４日
福島地方裁判所会津若松支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　喜多方市松山町村松字小荒井道西
地番　460番36
地目　宅地
地積　191.61平方メートル
２　所在　喜多方市松山町村松字小荒井道西460番地36
家屋番号　460番36
種類　居宅
構造　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建
床面積　１階　57.13平方メートル
２階　46.37平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第４号
長崎市尾上町３番１号
申立人　長崎県
住所・居所　不明
（亡松尾照子の最後の住所）長崎市椎の木町25番19号
共有者　亡松尾照子相続財産
届出期間満了日　令和８年10月５日
令和８年８月４日
長崎地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　長崎市小ヶ倉町一丁目
地番　354番１
地目　畑
地積　174平方メートル
不明共有者の持分　３分の１